

特記仕様書（砂防関係台帳整備等業務）

委託業務の名称	工第 ー ー 号 砂防関係台帳整備等業務委託（〇〇・〇〇）
路線・河川名	_____
委託業務の場所	_____

第1条 目的

本業務は下記業務の資料作成を目的とする。

- (1) 砂防指定地指定申請書作成業務
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定申請書作成業務
- (3) 砂防指定地台帳整備業務
- (4) 砂防設備台帳整備業務
- (5) 急傾斜地崩壊危険区域台帳整備業務

第2条 仕様書

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従う他、福島県土木部制定の共通仕様書[業務委託編Ⅱ]及び下記の基準等によるものとする。

- (1) 砂防指定地指定実務要領（平成元年 10 月 全国加除法令出版（株）発行）
- (2) ～ (5) 福島県土木部制定の土木設計マニュアル（砂防編）

第3条 業務内容

(1) 砂防指定地申請書作成業務

①計画準備

業務の作業計画及び準備を行う。

②現地調査・写真撮影

現地状況の確認及び申請に必要な写真撮影を行う。

③指定地指定計画検討

指定区域の検討及び事前協議等に必要な資料の作成を行う。

④申請書類作成

砂防指定地指定進達書類の作成（面積計算含む）、また土地登記簿等の必要な資料収集及び整理を行う。

⑤成果物作成及び製本

申請書の印刷・製本及び電子データ化を行う。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定申請書作成業務

①計画準備

業務の作業計画及び準備を行う。

②現地調査・写真撮影

現地状況の確認及び申請に必要な写真撮影を行う。

③区域指定計画検討

指定区域の検討及び事前協議等に必要な資料の作成を行う。

④申請書作成

指定申請調書一式の作成（面積計算含む）、また土地登記簿等の必要な資料収集及び整理を行う。

⑤成果物作成及び製本

申請書の印刷・製本及び電子データ化を行う。

(3) 砂防指定地台帳整備業務

①計画準備

業務の作業計画及び準備を行う。

②資料収集整理

台帳整備に必要な資料の収集及び整理を行う。

③指定地台帳作成

収集・整理した資料により台帳及び補足資料等を作成する。

④成果物作成及び製本

台帳の印刷・製本及び電子データ化を行う。

(4) 砂防設備台帳整備業務

①計画準備

業務の作業計画及び準備を行う。

②資料収集整理

台帳整備に必要な資料の収集及び整理を行う。

③設備台帳作成

収集・整理した資料により台帳及び補足資料等を作成する。また併せて長寿命化計画に基づく点検個票も作成する。

④成果物作成及び製本

台帳の印刷・製本及び電子データ化を行う。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域台帳整備業務

①計画準備

業務の作業計画及び準備を行う。

②資料収集整理

台帳整備に必要な資料の収集及び整理を行う。

③区域台帳作成

収集・整理した資料により台帳を作成する。また併せて長寿命化計画に基づく点検個票も作成する。

④成果物作成及び製本

台帳の印刷・製本及び電子データ化を行う。

(6) 打合せ協議

各業務の打合せ協議は、業務着手時・中間・成果品納入時の3回とする。

第4条 資料等の貸与

委託者が貸与するものは次のとおりとする。

項	目	名	称	数	量

第5条 損失補償

現地調査等において、受注者が民地に立ち入る場合は、地権者の同意を得ること。また、作業に生じる土地使用、伐採、踏み荒らし等による物件補償は、特に指示しない限り受注者の責任において処理しなければならない。

第6条 成果物

成果物は下記のことを提出するものとする。

- ・各申請書及び台帳 5部
- ・電子成果物 3部

第7条 その他

- 1) 本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。
- 2) 電子データ化にあたり、字や線等が不明瞭な場合は必要に応じて修正すること。
- 3) 電子データ化が困難な資料については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定すること。
- 4) 電子データの形式は_____とする。
- 5) _____
- 6) _____